

議会基本条例部会後の議会基本条例（素案）の修正について

●表紙の裏に以下の定義付けを追加

●杉並区議会基本条例（解説付き）について

杉並区議会基本条例をよりわかりやすく理解して頂けるよう、条文毎に解説文を掲載しています。
なお、解説文中の条例名等の略称は次のとおりです。

- ・ 地方自治法 …… 自治法
- ・ 杉並区自治基本条例 …… 自治基本条例
- ・ 杉並区議会基本条例 …… 議会基本条例
- ・ 杉並区議会会議規則 …… 会議規則
- ・ 杉並区議会委員会条例 …… 委員会条例

●全体の解説を通して

- ・ 上記、用語の略称について、上記の略称に統一。
- ・ 解説によって空白行が挿入されており、全体の統一から空白行を削除し、詰めた。
- ・ 用語解説として「◆_____◆」と「●_____」が混在していたため、「◆_____◆」に統一。
- ・ 解説の枠の外に「【参考】というものもあったが、解説の扱いとし、枠内へ移動。

●その他の個別の修正内容について

○第 3 条 解説の () を削除

〈解説〉

この条は、議会の役割、責任についての基本的な考え方を示しています。

議会は、選挙で選ばれた議員で構成され、合議制で意思決定を行います。また、条例の制定や改廃、予算、決算など、区の重要な事項について審議し、議決（賛成・反対による議会の意思決定）を行う機関です。~~（これを議事機関といいます。）~~

一方、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などは、区の仕事をを行う機関です。

~~（これを執行機関といいます。）~~

（略）

○第 4 条 条文を 5 条の表記と統一

第 4 条 議会は、前条に定める規定する基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づき議会運営等を行うものとします。

（略）

○第6条 第3項の「任免権者」について、地方公務員法に定めのある「任命権者」の表記に修正

第6条 (略)

3 議長は、前項で定める議会運営の実現のために、必要に応じて調査を行い、**任免権者任命権者**として職員を適切に指揮監督し、議会の事務の円滑な実施に努めなければなりません。

(略)

○第7条 解説の () の位置を移動

〈解説〉

この条は、会派の結成及び変更（名称変更、所属議員の異動など）について規定しています。

会派は、折々の政治的な状況により様々で、①政党と同一の構成員で結成される場合、②政党の一部の構成員で結成される場合、③政党の枠を超えて結成される場合などがあります。

杉並区議会においては、一定数 **(4人以上)** の議員 **(4人以上)** が所属している会派は交渉会派と位置付けられ、その代表者で議会運営委員会理事会が構成されています。

(略)

○第9条 解説の予算特別委員会を正式名称に修正

〈解説〉

(略)

傍聴以外に、インターネットによるライブ中継（本会議のみ）、録画中継（本会議、**予算特別委員会**及び決算特別委員会）による公開も行っているほか、傍聴者が審査内容について理解できるよう委員会で使用する資料をホームページに掲載するなど、区民に開かれた議会運営を行うよう努めています。

○第11条 解説の住民投票について「賛成・反対」以外（人名の記入等）も想定されるので、「広く区民の意見を直接確認する制度」に修正。また、提出要件の署名は「以上」を追加

(略)

住民投票の請求権

住民投票は、区政の重要事項について、**賛成・反対のいずれかで住民の意思を広く区民の意見を直接**確認する制度です。杉並区では、自治基本条例第26条、第27条で住民投票について規定しています。

区民には住民投票を請求する権利があり、18歳以上の区民の50分の1 **以上**の署名を集めることで、区長に投票の実施を請求することができます。

- 第12条 解説の審議会の例示について、「消防団運営委員会」は都知事の附属機関なので、「杉並区介護保険運営協議会」に修正するとともに、都市計画審議会も正式名称に修正

【参考】

議員は、執行機関が行う区の事務に直接関与することはありません。しかし、執行機関が調査、審査等のために必要に応じて設置する審査会、審議会等（＝附属機関）に政令や条例などの規定に基づき、議員が委員として参加する場合があります。

例) 杉並区都市計画審議会、杉並区介護保険運営協議会など

- 第15条 パブコメの用語解説について、条例の「制定」「改正」「廃止」もあるため、「等」を追加。

◆区民等の意見提出手続（パブリックコメント）◆

執行機関が、基本構想、計画、義務や権利に関わる条例などの策定等を行う場合、あらかじめ案を公表し、区民等の意見を求める手続のことです。「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、実施されています。

- 第17条 条文を法令表記上の修正

第17条 (略)

- 3 前項に規定する臨時会の招集を請求したにもかかわらず、20日以内に区長がこれを招集しない場合、議長は、臨時会を、前項同項第1号に該当するときは招集することができ、同項第2号に該当するときは同項第2号の請求をした者の申出のあった日から10日以内に招集しなければなりません。

- 第18条 条文で「本会議」の定義をしていたが、第9条で本会議の文言を使用しており、そこで「議場に参集した～」の説明を入れると長くなり、第9条の主旨とも異なるため、第18条では、本会議を説明する意味でこのままとし、全体を通して、本会議を定義しない。

第18条 議会の最終的な意思は、議場に参集した全ての議員により構成される定例会又は臨時会の本会議（以下「本会議」という。）において決定します。

○第23条 条文について「提出」の文言があるが、何を提出するか不明なため、以下のように修正

第23条 議員定数は、杉並区議会議員定数条例（昭和61年杉並区条例第35号）で定めます。

2 議員又は委員会が、議員定数に関する条例改正の議案を提案提出する場合には、この条例の基本理念等を踏まえ、提出するものとします。

○第24条 23条と同様の修正

第24条 議員報酬は、杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）で定めます。

2 議員又は委員会が、議員報酬に関する条例改正の議案を提案提出する場合は、杉並区特別職報酬等審議会等の意見を参考にし、提出するものとします。

○第25条 「政務活動費について」が「収支等の報告書を議長に提出しなければならない」に係ることを明確にするため修正

第25条 （略）

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動の経費について使途基準に基づきいた収支等の報告書を議長に提出しなければなりません。

（略）

○第26条 現状だと「政策形成を高める」と読めるため、以下のように修正

第26条 （略）

2 議会は、議員の政策形成及び政策提言に関する機能を高めるとともに、円滑な議会運営を推進するため、区議会事務局の調査、法務その他必要な機能の充実を図るものとします。

○附則 () を外し、施行日を記載

~~(附則)~~

この条例は、令和4年4月1日から施行します。